

(総則)

第1条 舞鶴市農業委員会の総会の会議(以下「総会」という。)は、法令に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

(招集)

第2条 会長は、総会を招集しようとするときは、総会の日時、場所及び付議すべき事項を定め、あらかじめ委員に通知するとともに市の例により公告しなければならない。

2 前項の通知及び公告は、緊急やむを得ない場合を除き総会の日時の3日前にしなければならない。

(平23農委規則1・一部改正)

(参集)

第3条 委員は、招集の当日定刻までに参集しなければならない。

(欠席の届出)

第4条 委員は、事故のため総会に出席できないときは、当日の開議時刻までに会長に届け出なければならない。

(議席)

第5条 委員の議席は、会長が定める。

2 会長は、必要があると認めるときは、議席を変更することができる。

3 議席には、氏名標をつけるものとする。

(平18農委規則1・一部改正)

(総会の開閉)

第6条 開会、休憩、延会又は閉会は、会長が宣告する。

2 会長が開会を宣告する前又は休憩、延会若しくは閉会を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

3 開会時刻後相当の時間を経ても、なお出席委員が定数に達しないときは、会長は、延会を宣告することができる。

(議題の宣告)

第7条 会長は、事件を議題とするときは、その旨を宣告しなければならない。

(一括議題)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、異議のあるときは、討論を用いなくて総会に諮って決める。

(議案の説明)

第9条 総会において事件が議題となったときは、提案者は、その趣旨を説明しなければならない。

(発言)

第10条 委員は、議題について自由に質疑又は意見を述べることができる。

2 総会の発言は、会長の許可を受けてしなければならない。

3 発言は、すべて簡明にし、議題外にわたり又はその範囲をこえてはならない。

(動議)

第11条 この規則で、特に定めた場合を除き、すべての動議は、1人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

(修正の動議)

第12条 修正の動議は、3人以上の賛成者がなければ議題として審議することができない。

(先議動議の採択順序)

第13条 他の事件に先立って採決に付さなければならない動議が競合したときは、会長

が採決の順序を決める。ただし、異議があるときは、討論を用いなくて総会に諮って決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第14条 総会の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするときは、総会の承認を要する。

2 委員が提出した事件及び動議で、前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

(採決)

第15条 採決のとき、現に議場にいない委員は、採決に加わることができない。

(平23農委規則1・旧第17条繰上)

(採決の方法)

第16条 採決の方法は、起立による。ただし、会長が必要と認めるとき又は委員5人以上の要求があるときは、投票の方法による。

2 投票用紙の様式は、会長が定める。

(平23農委規則1・旧第18条繰上)

(簡易採決)

第17条 会長は、事件について前条の規定によるほか、異議の有無を総会に諮ることができる。

2 異議がないと認めるときは、会長は、可決の旨を宣告する。ただし、会長の宣告に対し出席議員の5分の1以上の者から異議があるときは、会長は、起立又は投票の方法で採決しなければならない。

(平23農委規則1・旧第19条繰上・一部改正)

(議事録)

第18条 議事録には、議事のほか開会及び閉会の日時、出席、欠席の委員の氏名並びに会長において必要と認める事項を記載しなければならない。

2 議事録には、会長及び総会において定めた2人以上の委員が署名しなければならない。

(平18農委規則1・一部改正、平23農委規則1・旧第20条繰上)

(傍聴人の取締)

第19条 次に掲げる者は、傍聴席に入ることを許さない。

(1) 凶器その他危険なものを持っている者

(2) 容儀を乱し又はしている者

(平23農委規則1・旧第21条繰上・一部改正)

(傍聴人の制限)

第20条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 定められた場所以外に入らないこと。

(2) 杖、旗、のぼり類を携帯しないこと。

(3) 傍聴席にあつては、静粛にし、議場における言論に対し発言、拍手その他けんそうにわたる行為をしないこと。

(平18農委規則1・追加、平23農委規則1・旧第22条繰上)

(退場命令)

第21条 傍聴人がこの規則に違反し、傍聴席の秩序を乱すおそれがあるときは、会長は、退場を命ずることができる。

2 傍聴人は、前項により退場を命ぜられたときは、速やかに退場しなければならない。

(平18農委規則1・旧第22条繰下、平23農委規則1・旧第23条繰上)

(会議規則の疑義)

第22条 この規則の疑義は、すべて会長が決める。ただし、異議があるときは、総会に諮って決める。

(平18農委規則1・旧第23条繰下、平23農委規則1・旧第24条繰上)

附 則

- 1 この規則は、議決の日から施行する。
- 2 舞鶴市農業委員会会議規則は、廃止する。

附 則(平成18年1月19日農委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年7月20日農委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。